

クリーニング業者地位承継届（相続）

年 月 日

（宛先）前橋市保健所長

届出者

住所

氏名

被相続人との続柄

年 月 日生

電話番号

相続により次のとおり業者の地位を承継したので、クリーニング業法第5条の3第2項の規定により届け出ます。

被 相 続 人	住 所	
	氏 名	
相 続 開 始 年 月 日	年 月 日	
ク リ ー ニ ン グ 所 又 は 無 店 舗 取 次 店 の 名 称		
所 在 地 又 は 業 務 用 車 両 の 保 管 場 所		
無 店 舗 取 次 店 の 業 務 用 車 両 の 自 動 車 登 録 番 号 等		

添付書類

- 1 戸籍謄本又は不動産登記規則（平成17年法務省令第18号）第247条第5の規定により交付を受けた、同条第1項に規定する法定相続情報一覧の写し
- 2 相続人が複数ある場合にあっては、他の相続人全員の同意書
- 3 本届出の他にクリーニング所又は無店舗取次店を開設している場合は、その名称、所在地又は業務用車両の保管場所及び自動車登録番号若しくは車両番号、従事者数、クリーニング師の氏名並びに営業の内容を記載した書類
- 4 クリーニング所構造設備確認証(無店舗取次店は除く)